

国内クレジット認証委員会御中

## 審査結果概要書

平成 24 年 3 月 1 日

審査機関名 株式会社日本スマートエナジー

### 1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	製薬工場における高効率空調熱源設備への更新と冷水ポンプのインバータ化
排出削減事業者名	富田製薬株式会社
排出削減共同実施事業者名	一般社団法人低炭素投資促進機構
事業実施場所	富田製薬本社工場 (徳島県鳴門市瀬戸町明神字丸山 85-1)
事業の概要	空調熱源設備の高効率機器への更新、および冷水搬送ポンプへのインバータ導入によるポンプ回転数の抑制によりエネルギーの消費および二酸化炭素排出量の削減を図る。
排出削減量の計画	【限界電源炭素排出係数の場合】 2011 年度：114 tCO <sub>2</sub> /年 2012 年度：496 tCO <sub>2</sub> /年 (事業実施期間合計 610 tCO <sub>2</sub> ) 【全電源炭素排出係数の場合 (参考値)】 2008 年度：100 tCO <sub>2</sub> /年 2009 年度：443 tCO <sub>2</sub> /年 (事業実施期間合計 543 tCO <sub>2</sub> )
国内クレジット 認証期間	開始日 2012 年 1 月 9 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 002 ヒートポンプの導入による熱源機器の更新 方法論番号 005 間欠運転制御、インバータ制御又は台数制御によるポンプ・ファン類可変能力制御機器の導入

## 2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

## 3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。 事業実施サイトの場所：富田製薬株式会社 事業実施サイトの視察日付：平成 24 年 1 月 13 日（金）
追加性を有すること	1) 法的義務がないこと 本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを、関係者への質問等により確認した。 2) 設備が継続利用可能であること 事業実施前の設備が継続使用可能であったこと及び使用年数が法定耐用年数を超えていないことを、受領した根拠資料、及び事業者へのヒアリングにより確認した。 3) 投資回収年数 本事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問及び検算により 4.8 年であることを確認した。投資回収年数計算の根拠データにつき、関連証憑と突合することにより正確性を確認した。 4) 追加性判断における定性要因 本事業者は、以前より CSR を意識した経営を行っていたが、その折に四国電力株式会社の紹介で国内クレジット制度の存在を知った。本制度への参加、しいては認証取得により、CSR 効果が期待できることから当該事業への投資を行ったことを確認している。
自主行動計画に参加していない者により行われること	自主行動計画に参加していないことについては、排出削減事業者への質問、関係者への質問により、自主行動計画に参加していない事業者であることを確認した。

<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 002 及び 005 に基づき排出削減量を計算しており、また、其々の方法論の適用条件を満たしていることを個別に確認している。</p> <p><b>【方法論番号 002 ヒートポンプの導入による熱源機器の更新】</b></p> <p>適用条件 1 については、既存の熱源機器よりも高効率のヒートポンプへの更新であることを確認している。</p> <p>適用条件 2 については、冷水を製造するために使用していることを確認している。</p> <p>適用条件 3 については、ヒートポンプの導入を行わなかった場合、既存の熱源機器を継続して利用可能であることを確認している。</p> <p>適用条件 4 については、ヒートポンプを導入した事業者が、事業実施後のヒートポンプで製造した冷水を自家消費していることを確認している。</p> <p><b>【方法論番号 005 間欠運転制御、インバータ制御又は台数制御によるポンプ・ファン類可変能力制御機器の導入】</b></p> <p>適用条件 1 については、既存の冷水ポンプにインバータ制御装置を付加するものであることを確認した。</p> <p>適用条件 2 については、事業実施前のエネルギー使用量に最も影響を与える活動量として、年間稼働時間を把握できることに加え、事業実施後の電力使用量は電力量計でモニタリングできることを確認した。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間について、いずれの設備も法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを確認している。</p>
----------------------------	---

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認事項一覧」を参照すること。

#### 4. 特記事項

・更新前の熱源設備においてフロン冷媒が使用されており、フロン回収破壊法が規定している引取証明書等の書類を確認することで、同法に基づく登録回収業者により当該排出削減事業に係るフロン類が適切に回収されていることを確認している。

以上